

平成21年8月25日

新タック化成株式会社の産業活力の再生及び産業活動の革新に 関する特別措置法に基づく経営資源再活用計画の認定について

新タック化成株式会社から提出された「経営資源再活用計画」について、平成21年8月25日付けで認定を行いました。

この計画で、同社は、親会社である王子製紙株式会社からの資金貸付を受け、タック化成株式会社、タック株式会社およびタック加工株式会社（以下、「タック化成G」という。）の全事業を事業譲渡により取得し、タック化成Gの製造技術、設備および人材を活用して事業を継続すると同時に、王子製紙株式会社および同グループ企業との研究開発を初めとした事業のシナジーにより、製品競争力および製品開発力の強化を図り、生産性の向上を目指します。

1. 経営資源再活用計画の認定

新タック化成株式会社から平成21年8月7日付けで提出された経営資源再活用計画について、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第7条第4項の規定に基づき審査した結果、同法第2条第5項に規定する経営資源再活用及び同条第4項第2号に規定する事業革新を行う者として、同法で定める認定要件を満たすと認められるため、平成21年8月25日付けで経営資源再活用計画の認定を行いました。

今回の認定により、同社は事業譲渡に係る登録免許税及び不動産取得税の軽減の措置を受けることが可能となります。

2. 経営資源再活用計画の実施時期

開始時期 平成21年9月 ~ 終了時期 平成24年3月

3. 申請者の概要

名 称：新タック化成株式会社

資 本 金：310百万円

代 表 者：代表取締役 緒方 元一

本店所在地：愛媛県四国中央市川之江町長須222番地2

(本発表資料のお問い合わせ先)

製造産業局 紙業生活文化用品課長 進藤 秀夫

担当者：田中、平松

電話：03 - 3501 - 1511 (内線 3881)

03 - 3501 - 1089 (直通)